

【職務専念義務免除詳細】

職員は、下記の事由欄に掲げる事由に該当する場合には、同表の期間欄に掲げる期間について、所定勤務時間内であっても、勤務しないことの承認を受けることができます。

職員は、職務専念義務免除の承認を受けようとする場合は、あらかじめ「休暇簿」に記入して請求することとなります。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができます。

請求のあった場合において、大学が事由を確認する必要があると認めるときは、勤務しない事由を明らかにする証明書等を提出することとなります。

	事 由	期 間
1	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下この表において「均等法」という。）第 22 条の規定に基づき、妊娠中の女性職員及び産後 1 年を経過しない女性職員が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないことを承認された場合	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ 1 日の所定の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
2	均等法第 23 条の規定に基づき、妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、勤務しないことを承認された場合	所定の勤務時間の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
3	均等法第 23 条の規定に基づき、妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められ、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認された場合	所定の勤務時間の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又は勤務しないことを請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
4	総合的な健康診査を受けるため勤務をしないことを承認された場合	2 日の範囲内で必要と認められる時間